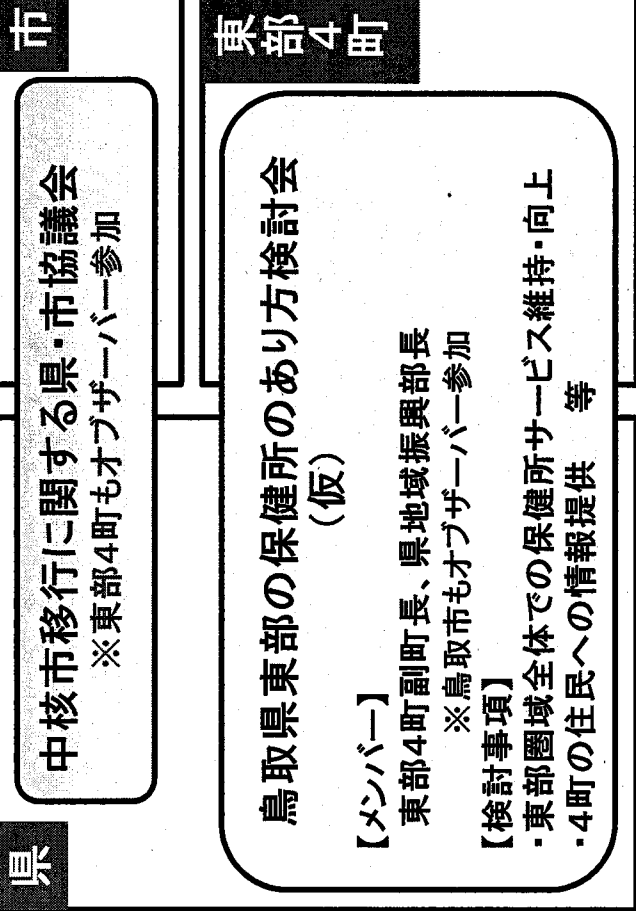
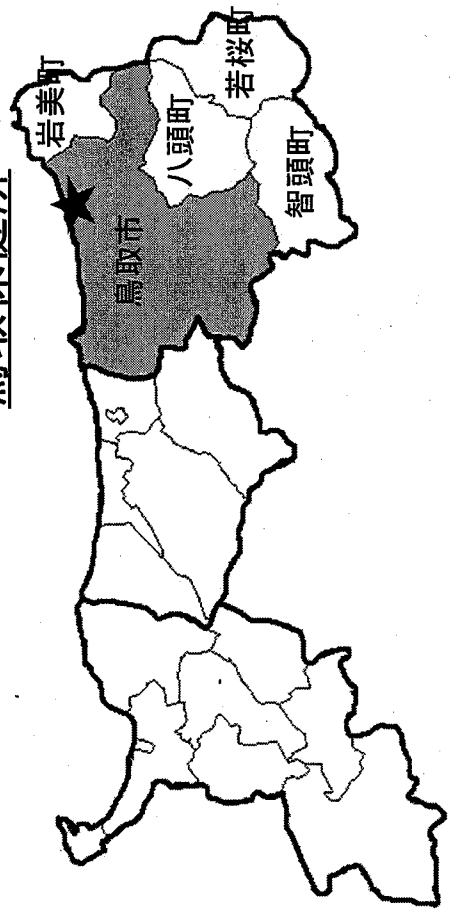


鳥取県東部の保健所のあり方検討会（仮）の設置

平成30年4月鳥取市の中核市移行（保健所設置）を見据え、4町の保健所サービス
の維持、向上のため、東部圏域全体での保健所のあり方を4町・県で検討、協議



鳥取保健所



《事務移譲の基本方針》

第1回県・市協議会において、県・市で合意し、検討を開始

(参考)「鳥取市中核市移行について」抜粋

5 中核市移行に向けた基本方針

(3)事務移譲の範囲

これらの事務(※法定事務、関連法定事務、自治事務)について、市民生活に
影響を生じさせないよう、また、県と市全体の事務効率向上の観点から、
市がセツで移譲を受ける方向で県と調整することを原則とします。

(4)鳥取県東部4町に係る事務の扱い

県と市の二重行政を避け、東部圏域全体のサービス水準の維持、向上を図る
うえで、鳥取県東部4町の保健所に関する事務については、鳥取県及び鳥取県
東部4町と協議の上、鳥取県が本市に事務委託する方向で調整を行います。

基本方針を踏まえた事務移譲のイメージ

【現在】鳥取保健所が1市4町の保健所事務を所管

【中核市移行後】4町の保健所事務も含め、現在の保健所事務を市へ一元化

区域	法定事務		県単独事務
東部4町域	県の法定事務 ⇒市へ委託	県の法定事務 ⇒市へ委託	県独自事務 ⇒市へ委託
鳥取市域	中核市の法定事務 ⇒市の法定事務 ・保健所の設置 ・薬局、理容所、美容所等の開設許可等	法令上、中核市に移譲されない法定事務 ⇒市へ権限移譲 ・精神障がい者の措置入院等 関連事務 ⇒市へ権限移譲 ・免許申請に係る経由事務等	県独自事務 ⇒市の独自事務へ移行等 ・糖尿病予防等に係る検討会の開催等